

税務と法務・知財から見た 国際取引における源泉徴収課税 (非居住者・外国法人の源泉徴収) ～経理・財務・税務部門と法務・知的財 産部門が連携し税務トラブルに対応～

●日 時 ● 2018年 5月 9日 (水) 13:30~16:30

●会 場 ● 企業研究会 セミナールーム(東京・麹町) 麹町M-SQUARE 2F
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2

解 説 内海 英博氏 TMI 総合法律事務所

弁護士(日本国・ニューヨーク州) 公認会計士(日本国・米国)

【略歴】元国税庁税務大学校講師(企業組織再編)。1988年東京大学法学部卒業、1996年弁護士登録、2000年ハーバード大学ロー・スクール、2001年ニューヨーク大学ロー・スクール法学修士、2003年日本経団連の連結納税ワーキング・グループ委員、2005年より早稲田大学院法学研究科非常勤講師。法律、税務、会計3方面からの総合的な戦略、ストラクチャリングの検討、全世界に展開する事務所のネットワークを生かした各国法のone stop serviceの提供を得意とする。ボーダフォンが日本の子会社であるボーダフォン株式会社をソフトバンクに1.8兆円で売却した案件の主任パートナーを務めた(これまで日本で行われてきたLBOおよび公開買付けの中で最大規模)。また、三井住友銀行がバーカレイズ plcに1000億円超の出資をした案件で三井住友銀行の主任パートナーを務めた。

主な論文:「具体的な事例に基づく税務調査・不服申立て・税務訴訟における論点整理」国税速報連載 2012年、「当局を納得させる証拠資料の作成・説明とは?税務調査のトラブル予防と争訟対応のポイント」旬刊経理情報 No.1249 2010

◆ 開催にあたって

国際取引における源泉徴収課税は、税務問題の中でも特に複雑で間違いを起こしやすいのに加え、間違いが起きた場合の追徴課税の額が巨額になる傾向があります。そこで、本セミナーでは、国際取引で源泉徴収が必要となる場合のうち、知的財産権に関する源泉徴収課税を含め、特によく問題となりうるものを、具体的な事例に即して説明形式(Q&A)で網羅的に取り上げ、それぞれの解答と扱い所となる法令などを法務、税務の両面から詳解してすすめていきます。また、源泉徴収課税の分野は、事前の契約書の作成などにおいて、法務あるいは知的財産権担当部門との連携が不可欠といえます。

そこで、本セミナーでは、経理・財務・税務部門および法務・知的財産部門、国際部門の担当者にもわかりやすいように、基礎から説きおこす形で説明します。

《詳細は裏面をご覧ください》

●受講料● 1名(税込み)

正会員	36,720円(税込価格 34,000円)
一般	39,960円(税込価格 37,000円)

- 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてFAXまたはE-mailにてお送りください。後日(開催日1週間～10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。
- 会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより[TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]をご参照下さい。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただこともありますので、ご了承下さい。

一般社団法人 企業研究会 第2研究事業G
担当: 宇田川 E-mail: udagawa@bri.or.jp
〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F
TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951



一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

181539-0906	2018.5.9(水)	
申込書	税務と法務・知財から見た国際取引における源泉徴収課税	
会社名		
住所	〒	
TEL	FAX	
ご氏名	所属 役職	
Eメール		
ご氏名	フリガナ	所属 役職
Eメール		

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

13:30

1 課税のあらましと租税条約

(設例1) 源泉徴収の対象となる国内源泉所得

非居住者又は外国法人に対して支払われるもののうち、源泉徴収の対象となる範囲について説明して下さい。

(設例2) 非居住者等の所得に係る源泉所得税の納付期限

非居住者又は外国法人に支払う対価等から源泉徴収した所得税の納付期限はどうなりますか。

(設例3) 非居住者等の所得に係る源泉徴収税率

非居住者や外国法人に対して支払う所得に対して源泉徴収する場合に適用する税率は何パーセントですか。

(設例4) 源泉徴収税の免除

(設例5) 租税条約における源泉徴収に関する主な特例の内容

(設例6) 租税条約による特例を受けるための手続

(設例7) 租税条約の適用による源泉所得税の還付請求

(設例8) 各種届出書・申請書の入手方法

2 土地等の譲渡所得

(設例9) 土地等の譲渡所得に係る源泉徴収

非居住者や外国法人から国内にある土地を購入する場合には、支払う対価について源泉徴収する必要がありますか。

3 人的役務提供事業の対価

(設例10) 人的役務提供事業の対価の租税条約における取扱い

外国の企業が支払を受ける人的役務提供事業の対価については、租税条約においてどのように取り扱われるのでしょうか。

4 配当所得

(設例11) 租税条約における配当の取扱い

非居住者や外国法人に支払う配当の源泉徴収税率には租税条約ではどのように修正されるのでしょうか。

5 貸付金の利子

(設例12) 租税条約における貸付金利子の取扱い

貸付金の利子について、租税条約ではどのような特例が設けられているのでしょうか。

(設例13) 租税条約適用における管理支配地基準と本店所在地基準

(設例14) 外国銀行の日本支店に支払う借入金利子

6 使用料等

(設例15) 使用料等の範囲

国内源泉所得とされる使用料又は対価とは、どのようなものをいうのでしょうか。

(設例16) 使用料における使用地主義と債務者主義

租税条約上の使用料の所得源泉地決定方式としての「使用地主義」と「債務者主義」について説明してください。

(設例17) 租税条約における使用料等の取扱い

工業所有権等の使用料等については、租税条約においてどのように取り扱われるのでしょうか。

(設例18) 特許権の侵害により支払う損害賠償金

内国法人たる当社は、外国法人が日本国内において有する特許権を侵害したことにより、特許侵害の対象となった製品の販売数量を基準に損害賠償金を支払うことになりました。この場合に源泉徴収する必要がありますか。

(設例19) 独占販売権と源泉徴収

(設例20) パッケージソフトの購入対価

(設例21) 研究開発費の使用料該当性

日本の法人が現在有する機械の改良に関する研究開発を、スイス法人に委託し、当該法人は、当該研究開発から生じる知的財産権について、スイス法人に開発費を全て支払うことにより、その全ての権利を自己に帰属させることを希望しています。当社支払分を使用料として源泉徴収する必要があるでしょうか。なお、当該スイス法人は日本にPE(恒久的施設)を有しないものとします。

(設例22) 工業所有権に係るコンサルタント料

(設例23) ドイツ法人の日本代理店を通じて支払う意匠使用料

7 匿名組合契約等に基づく利益の分配

(設例24) 匿名組合契約に基づく利益の分配についての源泉徴収

8 質疑応答

16:30